

第10号議案

平成24年度東京都台東区用地会計予算

平成24年度東京都台東区の用地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,000,003千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(特別区債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 特別区債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

平成24年2月6日提出

東京都台東区長 吉住 弘

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
2 繰入金		1
	1 一般会計繰入金	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 特別区債		4,000,000
	1 特別区債	4,000,000
歳入	合計	4,000,003

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 用地費		4,000,000
	1 用地費	4,000,000
2 諸支出金		3
	1 公債費	2
	2 一般会計繰出金	1
歳出	合計	4,000,003

第2表 特別区債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1 公共用地 先行取得	4,000,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含め10年以上に元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還する。	金融事情その他の都合により、起債額の全部又はその一部を翌年度に繰延起債することもある。